# 4

## 介護職員等処遇改善加算について

#### 《資料の構成》

資料4 介護職員等処遇改善加算について

(参考資料)介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について

### 介護職員等処遇改善加算について

令和6年6月から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定 処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化 され、「介護職員等処遇改善加算」(以下「新加算」という 。)が新設されました。

新加算の施行にあたっては、賃金規程の見直し等の事業者の 事務負担に配慮し、令和6年度中は経過措置が設けられてい ます。

令和7年度以降も新加算を取得し続けるためには、令和6年度中に新加算への移行体制を整える必要があります。

## 介護職員等処遇改善加算の経過措置について

- ●経過措置の終了により、令和7年度から整える必要がある体制
  - ①加算区分Vの廃止に伴う新加算 I ~ IVへの移行
  - ②新加算IV相当の加算額の1/2以上を基本給等で配分
  - ③項目が見直された職場環境等要件への対応
  - ④「令和6年度内の対応の誓約」により、満たしたことと した要件への対応

## ①「加算区分∨の廃止に伴う新加算 I ~IVへの移行」に ついて

旧3加算の算定状況に応じた加算区分Vが廃止となるため、 この加算区分を算定している事業所は、新加算I~IVへの 移行を検討する必要があります。



移行先の加算区分については、次ページの「令和6年度中に 対応が必要な要件(早見表)」を参考に必要な要件を満たす 取り組みを進めてください。

#### 令和6年度中に対応が必要な要件(早見表)

- ・ 加算 V を取得している事業所は、令和 6 年度中に加算 I ~IVへの移行が必要であり、移行に当たっては、黄色セルの要件への対応が必須となる。
- ・ また、加算 I ~IVを取得している事業所であっても、青色セル(及び「令和 6 年度内の対応の誓約」で要件を満たしていた場合は緑セル)の対応が必須となる。

算定区分		新加算 I ~IVに移行する場合の要件一覧											
		移行区分例	加算率	月額賃金 改善要件 キャリアパス要件				職場環境等要件					
算定可能な	加算率	ない区分であり、 移行先の候補とな		I	п	I	п	Ш	IV	V			
経過措置区分	の例	るもの)		1/2以上の月	旧ヘア加算相 当の2/3以上 の新規の月額 賃金改善	任用要件・賃 金体系の整備 等	研修の実施等	昇給の仕組み の整備等	改善後の賃金 要件	介護福祉士等 の配置	以上・全体で	区分ごとに2 以上・全体で 13以上の取 組	HP掲載等を 通じた見える 化
新加算I	24.5%	-	_	0	_	0	0	0	0	0		0	0
新加算工	22.4%	_	_	0	_	0	0	0	0	_	<del></del> )	0	0
新加算皿	18.2%	=	_	0	=	0	0	0	. =	, <del>-</del>	0	-	_
新加算IV	14.5%	-	_	0		0	0	-	7-1	-	0		_
新加算 V(1)	22.1%	新加算I	24.5%	0		0	0	0	0	0	-	0	0
新加算 V(2)	20.8%	新加算 I	24.5%	0	_	0	0	Δ	0	0	===	0	0
新加算V(3)	20.0%	新加算Ⅱ	22.4%	0		0	0	0	0	-	-	0	0
新加算 V(4)	18.7%	新加算Ⅱ	22.4%	0	_	0	0		0	-	<u>====</u>	0	0
新加算 V(5)	18.4%	新加算I	24.5%	0		0	0		0	0	-	0	0
新加算 V(6)	16.3%	新加算II	22.4%	0		0	0	$\triangle$	0	-	-	0	0
新加算 V(7)	16.3%	新加算 I	24.5%	0	_	Δ	Δ		0	0	<u> </u>	0	0
新加算V(8)	15.8%	新加算皿	18.2%	0		0	0	0	; ::	-	0	-	-
新加算 V(9)	14.2%	新加算Ⅱ	22.4%	0	-		Δ		0	_	-	0	0
新加算 V (10)	13.9%	新加算 I	24.5%	0		$\triangle$	Δ	Δ	0	0	===	0	0
新加算V⑴	12.1%	新加算IV	14.5%	0		0	0	_	-	_	0	-	_
新加算 V (12)	11.8%	新加算Ⅱ	22.4%	0		Δ	Δ	Δ	0	-	-	0	0
新加算 V (13)	10.0%	新加算IV	14.5%	0	-	Δ	Δ	-	: <u>—</u> :	_	0	120	123.1
新加算 V (14)	7.6%	新加算IV	14.5%	0		Δ	Δ	-	_	_	0	_	-

<sup>※</sup> 赤字(○・□・△)は、移行区分例の区分に移行する際に、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。 そのうち、○は、令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算 I からIVまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度中は、令和6年度当初から満たしたこととして差し支えない要件。

## ②「新加算IV相当の加算額の1/2以上を基本給等で配分」 について

令和6年度中は「介護職員等ベースアップ等支援加算」の加 算相当額の2/3以上を基本給等で配分することで足りていまし た。

令和7年度以降は、新加算IV相当の加算額の1/2以上を基本給等で配分する必要があります。

基本給等による賃金改善が一層求められるため、就業規則や 賃金規程の見直しを進めてください。

### 月額賃金の改善要件

- 介護職員の生活の安定・向上や、労働市場での介護職種の魅力の増大につなげる観点から、加算のうち一定程度は基本給等の改善に配分していただくため、月額賃金改善要件Iを設ける。
- また、現行のベースアップ等支援加算の要件を引き継ぐ観点から、月額賃金改善要件IIを設定。
- いずれも、既に対応できている場合には新規の取組は不要。

#### ①月額賃金改善要件 I

注:%は全て訪問介護の加算率

- 新加算IV (加算率14.5%) の加算額の1/2 (加算率7.2%相当) 以上を基本給等 (※) で配分する。
  - ※ 基本給等=基本給または決まって毎月支払われる手当。
- 例えば、新加算IVの加算額が1,000万円の場合、500万円以上(新加算IVの1/2以上)は基本給等での改善に充てる必要がある。たとえ新加算IIV上を取得していても、新加算IVの1/2分以上(ここでは500万円以上)だけを基本給等の改善に充てていればよい。
- 令和7年3月まで適用を猶予。

#### ②月額賃金改善要件 II

現行ベア加算を**既取得の事業所**には関係のない要件

現行ベア加算を未取得の事業所のみに適用。

現行ベア加算のベースアップ要件と同じ

- 新加算を取得する場合に、増加した旧ベア加算相当の2/3以上、基本給等を新たに改善する。
- 例えば、新加算IVを取得し、そのうち旧ベア加算相当が300万円であった場合、200万円以上は基本 給等で改善する。
- ・ 令和6年6月から適用(4・5月は、現行ベア加算のベースアップ要件として存在。)(月額賃金改善要件皿)

③「項目が見直された職場環境等要件への対応」について

令和7年度も新加算を取得するためには、令和6年度よりも 多くの取組を実施する必要があります。

区分ごとの取組の具体的内容にも違いがあるため、次ページからの職場環境等要件の表を確認し、令和6年度中に体制を整えてください。

2

#### 処遇改善に関する加算の職場環境等要件(令和6年度まで)

「職場環境等要件」として、研修の実施などキャリアアップに向けた取組、ICTの活用など生産性向上の取組等の実施を求めている。

- ・介護職員処遇改善加算 : 以下のうちから 1つ以上 取り組んでいる必要
- ・介護職員等特定処遇改善加算 :以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上取り組んでいる必要

区分	具体的内容						
入職促進に向けた 取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施						
資質の向上や キャリアアップに向 けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受請支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等     ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動     ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入     ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保						
両立支援・多様な 働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇が取得しやすい環境の整備 ⑫業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実						
腰痛を含む 心身の健康管理	<ul><li>⑤介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施</li><li>⑥短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</li><li>⑥雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施</li><li>⑥事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</li></ul>						
生産性向上のための 業務改善の取組	⑪タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ⑱高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 ⑲55活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減						
やりがい・働きがい の醸成	②ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ②地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ③利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ③ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供						

#### 介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件(令和7年度以降)

介護職員等処遇改善加算  $II \cdot IV$  : 以下の $II \cdot$ 

区分	具体的内容						
入職促進に向け た取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、						
資質の向上や キャリアアップ に向けた支援	<ul> <li>⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</li> <li>⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> <li>⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入</li> <li>⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保</li> </ul>						
両立支援・多様 な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1 週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取 得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている						
腰痛を含む 心身の健康管理	⑤業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑥知時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑤介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑥事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備						
生産性向上 (業務改善及 び働く環境改 善)のための 取組	②厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等)を行っている     ③    写の場際題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している     ③    写いる。     □    写いる。     □    図、   図、   図、   図、   図、   図、						
やりがい・働き がいの醸成	②ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ②地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ②利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ③ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供						

## ④「『令和6年度内の対応の誓約』により、満たしたこと とした要件への対応」について

キャリアパス要件 I からキャリアパス要件Ⅲまでは、令和6年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和6年度当初から要件を満たしたこととして、新加算の取得が可能でした。

キャリアパス要件IVについては、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上の職員の代わりに、令和6年度中は、新加算の加算額のうち「旧特定加算」に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことにより、要件を満たすこととしても差し支えないとされていました。

これらの経過措置も令和6年度で終了するため、未整備の事業所につきましては、次ページ以降の、厚生労働省から提示されているキャリアパス・賃金規定例等を参考に、整備をすすめてください

#### 参考2 キャリアパス・賃金規程例(小規模事業所用)

職位	対応役職	職責	職務内容	求められる能力	教育研修	任用の要件(必要経験年 数・資格の目安)	給与
管理職	施設管理者(部長級)	施設の運営責任を 負う	・施設の運営指針の立案、明示、進捗管理 ・管理職育成 ・リスクマネジメント ・地域・他事業所・他職種との連携・協力業務 ・計数管理	·組織運営管理能力 ·危機管理能力	経営者研 修 管理者研 修	●年以上 社会福祉士 介護福祉士 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●●円~ ・経験手当 +●●円 ・役職手当 +●●円
管理職	グループ長(課長級)	高度な業務の遂行 グループの統括 他の従業員への指 導・育成	・管理者の補佐、不在時の代理、欠員時のサポート・チームの管理、調整・部下の指導、育成・リスクマネジメント・地域・他事業所・他職種との連携・協力業務・計数管理・勤怠管理	・グループ監督力 ・部下の指導力、育成力 ・危機管理能力	管理職研 修	●年以上 介護支援専門員 介護福祉士 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●円~ ・経験手当 +●●円 ・役職手当 +●●円
上級職	主任	高度な業務の遂行 他の従業員への指 導	(初級職・中級職業務に加えて) ・他の従業員への指導、育成 ・グループ内の問題解決	・複雑な判断を要する業務 を遂行できる ・標準的な課題について、 に司の指示によりグループ をまとめ問題解決にあた ・下敏者に指導できる	主任・リーダー研修実務研修	●年以上 介護福祉士 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) ·基本給 ●●円~ ·経験手当 +●●円 ・役職手当 +●●円 非常動(時給) ·●● 円 ·経験手当 +●●円
中級職		通常の障害福祉 サービス業務 他の従業員への助言	(初級職業務に加えて) ・サービスの業務改善 ・他の従業員への助言	・比較的高度な知識と経験 を要する業務を遂行できる ・業務の改善や問題解決を 実践できる ・下級者に助言できる	実務研修	●年以上 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●●円~ ・資格手当 +●●円 非常動 (円 ・資格手当 +●●円
初級職		通常の障害福祉 サービス業務	上位者の協力を得ながらの基本介護     適切な観察、記録、報告等     会議への参加     外部研修への参加     個別援助計画の作成	・通常の介護業務に精通 し、上位者の協力を得なが ら、日常の定型業務を遂行 できる	実務研修新任研修	入社時~ 介護職員初任者研修修了	常勤(月給) ·基本給 ●●円~ ·資格手当 +●●円 非常勤(時給) ·●●円 ·資格手当 +●●円

「任用要件」欄に記載の勤続年数又は研修の受講状況に応じて昇給するものとし、職位に応じた給与を支給する。 「給与」欄に記載のない手当として、適動手当(●●円)、研修受講手当(●●円)を支給する。 また、福祉・介護職員等処遇改善加算の加算額は、経験手当・資格手当への上乗せとして、1人当たり●●円~●●円の範囲内で配分する。

#### (研修計画)

- ・ 個別の希望に基づく研修計画を作成し、年●回以上●●研修をオンラインで受講。
   ・ 上記の他、月2回ランチミーティングを行い、支援の向上に資する業務の中での気づきの共有やお互いへのフィードバックを行う。
   ・ 実務経験が●年以上の福祉・介護職員が●年目までに実務者研修を受講した場合、受講費用の補助として、●●万円を支給。

#### 例2:訪問系(簡易版)

職位・役職	職責	任用要件	給与 (常勤・月給)	給与 (非常勤・時給)
上級ヘルバー (主任)	高度な業務の遂 行 他の従業員への 指導	●年以上 介護福祉士 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●●円~ ・経験手当 +●●円・役職手当 +●●円	非常勤 (時給) ・●● 円 ・経験手当 +●●円
中級ヘルパー	通常の障害福祉 サービス業務 他の従業員への 助言	●年以上 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●●円~ ・資格手当 +●●円	非常勤 (時給) ・●● 円 ・資格手当 +●●円
初級ヘルパー	通常の障害福祉 サービス業務	入社時~ 介護職員初任者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●●円~ ・資格手当 +●●円	非常勤 (時給) ・●● 円 ・資格手当 +●●円

注 「任用要件」欄に記載の勤続年数又は研修の受講状況に応じて昇給するものとし、職位に応じた給与を支給する。 「給与」欄に記載のない手当として、通動手当(●●円)、研修受講手当(●●円)を支給する。 また、福祉・介護職員等処遇改善加算の加算額は、経験手当・資格手当への上乗せとして、1人当たり●●円~●●円の範囲内で配分する。

#### (研修計画)

- ・ 個別の希望に基づく研修計画を作成し、年●回以上●●研修をオンラインで受講。
   ・ 上記の他、月2回ランチミーティングを行い、支援の向上に資する業務の中での気づきの共有やお互いへのフィードバックを行う。
   ・ 実務経験が●年以上の福祉・介護職員が●年目までに実務者研修を受講した場合、受講費用の補助として、●●万円を支給。

## 終わりに

●新加算 II ~ IVを算定している事業所においても、より上位の区分の取得をご検討ください

## ●【参考】

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html